

令和5年9月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年9月5日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時09分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
総務室長	市川 秀樹
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	吉田 美和子
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
行政課長	増田 慎
保健体育課長	磯貝 靖子
特別支援教育課長	片山 葉子
文化遺産課長	菅原 一郎

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 9月定例会 会議日程

日時 令和5年9月5日（火） 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
(オンライン会議システムを併用)

1 議事

日程第1

定教第23号議案

神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則

日程第2

報第9号

令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良
学校等表彰）について

2 協議・報告事項

報告1

県指定天然記念物及び名勝について

教育委員会 9月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 9月定例会を開会いたします。
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですが、吉田委員を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の付議案件があります。
また、日程第2として「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）について」の報告案件があります。
さらに、協議・報告事項として「県指定天然記念物及び名勝について」の報告があります。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の定教第23号議案に入ります。

定教第23号議案 **神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル01をお開きください。定教第23号議案「神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明します。
「定教第23号議案」の1/5ページをご覧ください。県立の特別支援学校が、地域の実情を踏まえ、特色ある教育課程を編成することができるよう、神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則について所要の改正をいたたく提案するものです。
2/5ページから4/5ページには、改正規則案及び新旧対照表を添付しておりますが、具体的な内容については、5/5ページの「神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の概要」をご覧ください。
それでは、ご説明します。まず、「1 改正の趣旨」ですが、これまで、特別支援

学校は、学年を一律3学期とし、各学期の始期及び終期も一律に定めてきましたが、今後は、各学校が地域の実情を踏まえ、特色ある教育課程を編成することができるよう、学期や長期休業日の設定を弾力化するため、所要の改正を行うものです。

次に、「2 改正の内容」ですが、第4条第3項に、校長が教育上必要があると認めるときは、2学期とすることができることを新たに規定します。第4条第4項には、特別の事情があるときは、学期の始期及び終期を変更することができることを新たに規定します。第5条に、学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日の日数を、学年で通算して66日以内とすることを規定します。

「3 施行期日」については、令和6年4月1日から施行したいと考えております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

常陸委員 規則の一部を改正するというので、今このタイミングになった理由がありましたら、教えてください。

特別支援教育課長 特別支援学校の学期や長期休業日の設定について、教育課程全体をどう考えるか、県立学校長会議の特別支援学校部会で研究会を設けて、その中で協議を重ねてきたところです。その中で、小・中学校や高校との学びの連続性を図りたいということや、地域社会とのつながりを強化したいという意見が出て、各学校が柔軟に対応できることが望ましいのではないかとという意見がありました。また、ここで、令和6年度から4年間の計画で新たな学校教育計画作成という時期、来年度以降の教育課程をどのように進めていくかということのを学校で計画を立てていく時期になりましたので、そうしたタイミングも踏まえて、この時期に、弾力化を図りたいと考えております。

下城委員 他によろしいでしょうか。

佐藤委員 質問ではないのですけれども、この改正等も含めて、特別支援学校において、より地域の子どもたちや近隣の方たちとの交流が進むことを期待します。

下城委員 他はいかがでしょうか。

吉田委員 一番最後のところは、学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日の日数が、56日から66日に広がるということですか。前は56日でしたが。

行政課長 現在の規定ですと、夏季休業が42日以内、冬季休業が14日以内となっております。その他、学年末、学年始の休業として10日間を設定しており、合わせると66日以内となっております。その66日以内を、新たな規定でも同様の日数を設定したという状況となっております。

吉田委員 改定前のところを見ると、「通算して56日とする」というところが「66日以内」。

行政課長 その56日に、現在、学年始の休業が「4月1日から同月4日」、学年末の休業が「3月26日から同月31日まで」、合わせて10日間ある。その日数を足して「66日以内」という設定です。

吉田委員 そうですか。実際、休みが増えたということではないということですか。

行政課長 変わらないという状況です。

吉田委員 働き方改革とか子どもたちのいろいろな思いがあって、そういう形になったのかなという印象を受けてしまったので。現実的には、同じ形で表現が変わっているということですか。分かりました。愛知県の方では、出席日を家で過ごしても、親子で一緒に過ごす時間等、いろいろなものの考え方が出てきているのではないですか。そういったことも我々の中で1回ディスカッションしておくチャンスがあるのかなと思ったので。よろしくお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 意見というか感想です。ご説明の中にもあったと思うのですが、校長先生方自身が、県立学校長会議の中で、教育課程に関する議論をされているということが、とても大事だと思うのです。教育課程は、いったん決めたらもう変えられないという発想がずっとあったかと思うのですが、今回の学習指導要領の中でも教育課程を子どもたちの多様な状況に合わせて柔軟に変えていきたいと思いますということが強調されてきていますので、是非、子どもたちの学びを充実させていくということと、やはり、特別支援学校の特色づくりというところも含めて、こういった改正を行いながら、より良い学校経営ができるよう、引き続きよろしくお願いします。

下城委員 私からも。特別支援学校以外の学校では、もう既に弾力化ということが行われてきていると思います。今回、特別支援学校もこの機会にと。特別支援学校がこれまでフィックスでずっとやってこられたというのには、他の学校と比べて弾力化が難しいという理由もあったと思うのですが、今回、弾力化に踏み切られたということで、一番にお考えになられたのが教育活動上のメリット、弾力化することによって、特別支援学校のこれまでの教育にプラスアルファして、どういうことがメリットとして加わるというふうに考えられたのか、そこを教えてください。

特別支援教育課長 これまでも、地域との連携というところをテーマに、各学校、様々な教育課程編成に工夫を凝らしてきたところですが、さらに、地域との連携ということや、地域の小学校、中学校、高校との学びの連続性というような観点から、地域の小学校や中学校との交流及び共同学習を実施するという場合にも、学年始まりの日ですとか、夏

ものです。

4/6ページ「報第9号関係」をお開きください。それでは、本表彰の概要についてご説明します。

「1 趣旨」ですが、学校給食実施上優れた成果をあげてきた学校及び共同調理場を学校給食優良学校等として表彰するものです。

「3 表彰の対象」です。対象は、学校給食を実施している義務教育諸学校と共同調理場です。

「4 表彰の基準」です。一つ目の○（丸）の表彰数ですが、完全給食実施校1,275校のうち、おおむね100校に1校、共同調理場24場のうち、20場に1場の割合とするとしておりますので、令和5年度の表彰可能校数は、完全給食実施校は12校、共同調理場は1場程度となります。また、二つ目の○（丸）に記載のとおり、食育指導、栄養管理や衛生管理などについて、適切かつ、創意工夫による取組が実施されるなど、県内の他の学校等の模範となるものであることを基準としております。

「5 被表彰校の一覧」と「6 審査手続及び今後の予定」ですが、それぞれ別紙1、別紙2のとおりですので、そちらをご覧ください。

5/6ページをお開きください。別紙1の表彰受賞校一覧ですが、過去10年の受賞校は、記載のとおりです。

6/6ページをご覧ください。別紙2の審査手続についてです。審査手続ですが、市町村教育委員会等から推薦された候補校について、事務局及び表彰審査会において審査を行い、この度、2校を「学校給食特別優良学校」に、3校及び1場を「学校給食優良学校」として選出しました。

それでは、2/6ページにお戻りください。学校給食特別優良学校の2校の主な取組をご説明しますので、概要欄をご覧ください。まず、横浜市立井土ヶ谷小学校は、二つ目の○（丸）に記載のとおり、「給食を生きた教材とした教科等における食に関する指導の推進」に取り組んでおり、全体計画に基づき、低・中・高学年と系統立てて、給食を生きた教材とした学びを積み重ねられるように工夫しています。次に、厚木市立依知南小学校は、二つ目の○（丸）に記載のとおり、給食と教科等との連携に取り組んでおり、各学年において、発達段階に合わせた指導が行われています。指導に合わせて、パワーポイント教材や、ビンゴ、タブレット端末用の資料等、工夫した教材の作成も行っています。なお、この2校については、令和6年度の文部科学大臣表彰の候補校として、国に推薦したいと考えております。また、神奈川県立総合教育センターが所管する「食に関する指導研修講座」で、こちらの事例紹介を依頼する予定です。

続きまして、3/6ページをお開きください。学校給食優良学校等です。相模原市立大野北小学校は、二つ目の○（丸）に記載のとおり、相模原市をあげて、イベント給食を企画しており、はやぶさ給食、さがみはら大好き給食や、地場産物を使用した給食の実施、行事食等を行っております。平塚市立崇善小学校は、一つ目の○（丸）に記載のとおり、栄養教諭だけでなく、学校全体で食育の推進を図っており、三つ目の○（丸）に記載のとおり、献立や市内産物の紹介を載せたお便りの配付、タブレット端末を活用した情報配信を行っております。神奈川県立あおば支援学校は、一つ目の○

(丸)に記載のとおり、給食指導を、担任だけでなく養護教諭、看護師、PT等の専門職、給食介助員、栄養教諭等、様々な職種が連携して実施しており、二つ目の○

(丸)に記載のとおり、児童・生徒へ食の楽しさ、大切さ等が伝えられるよう工夫しております。川崎市南部学校給食センターは、一つ目の○(丸)に記載のとおり、維持管理・運営協議会として関係業者を含め、ほぼ毎月、月次報告や試食会や見学会の予定確認などを行っており、三つ目の○(丸)に記載のとおり、センター職員が給食時間に受配校を訪問するなどの活動を行っております。

以上の学校給食特別優良学校及び学校給食優良学校等の5校及び1場については、いずれも食育指導、衛生管理、栄養管理などの面から審査基準を満たしており、また、取組が顕著で他の模範となる学校であると認められることから、被表彰校等としました。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

佐藤委員 共同調理場は過去10年間なかったようなので、今回選ばれて良かったと思うのですが、基準が20場に1場の割合ということですが、県内には何場あるのですか。

保健体育課長 24場です。

佐藤委員 そうすると、毎年1場が表彰されてもいいのかと思うのですが、なかなか今まで、各市の教育委員会や教育事務所から推薦が挙がりにくい状況があったのでしょうか。

保健体育課長 共同調理場においては、学校において給食を基にした取組が行いづらく、推薦をあげにくい状況がありましたが、新たに開設した市町村から、3年を経て推薦を挙げることができますので、これから随時推薦が挙がってくると考えています。

下城委員 他はいかがでしょうか。

常陸委員 これまでの受賞校一覧を見ると、中学校は令和4年度の川崎市の学校のみということで、中学校もやはり、なかなか候補に挙がりづらい理由があるのでしょうか。

保健体育課長 神奈川県の中学校の給食は、ここ数年で開設が増えてきており、実施率が上がってきているところです。中学校給食は、各市町村が地域の実態やニーズを踏まえて開始している状況ですが、自校に給食施設を作ることはなかなか課題が多く、共同調理場方式やデリバリー方式などが選択されており、学校に栄養士が駐在していないケースもあると聞いています。そのため、学校において給食を基にした取組が行いづらく、各市町村が推薦をあげてこないのではないかと考えられます。なお、先ほどもお話ししましたが、今後、新たに開設した市町村から、推薦要件の年数を経て、共同調理場として推薦をあげることが考えられます。

下城委員

これはとても大事なことだと思うので、もっと、これから大きくしていきたいと思っています。新型コロナにより、過去3年間、黙食をお願いしなかつたことがあり、なかなか推薦しづらい状況はあるかもしれないのですが、それも一段落したということで、何よりみんなと一緒に食べるという、とても大事な学校教育の中の1コマだと思いますし、それから、子どもにきちんと食べている物の栄養や意味を教育することは、家庭で手づくりできちんと食べさせていくことが難しいところもあるという時代の状況の中で、学校の役割は大きくなっていくと思います。

先般、栄養教諭を増員する流れもあり、私は、教育実習で参観するときに、小学校や中学校へ行くときに、いつも事前にインターネットで学校だよりを何年分も見てもから行きます。学校だよりや校長室だよりは、色々なものがありますが、小学校は特によく給食のお話が出てきます。だから、やられていると思うのです。だけど、このように推薦して表彰される所になかなか結びついていないという現状があると思いますので、今回選ばれた2校を文部科学大臣表彰にあげることを、教育委員会から大々的に発信し、「このようことをやっています。大事です」ということを言えば、「私のところもやっている」「もっと工夫をしている」という声がたくさん挙がってくると思うので、せっかく枠が12校あるところ、今回、5校くらいしか挙がっていないという、もったいないということもありますし、その枠も増やしてよいと思います。これだけ完全給食をしている学校の数があるのですから、教育委員会からドライブしていただければと思います。よろしく申し上げます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告は以上といたします。

次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長

報告1「県指定天然記念物及び名勝について」説明します。ファイル03「報告1」をご覧ください。本件は、かねてより教育委員会にて報告をしております、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件です。

「1 経緯」の二つ目の丸(○)に記載のとおり、事業者は許可条件に基づき、第9回目のモニタリング調査を実施し、令和5年8月18日に調査報告書が横須賀市教育委員会を通じて県教育委員会へ提出されたことから、今回、その結果等について報告するものです。

「2 第9回モニタリング調査」をご覧ください。調査内容ですが、「(1)」に記載のとおり、事業者は令和5年7月7日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、「①水質調査」から「④海藻分布・魚類調査」までの4項目について調査を行いました。

続きまして、調査結果について「(2)」をご覧ください。こちらは調査結果報告書の概要をまとめたものです。まず、水・底質環境について、一部項目(溶存酸素量)を除き、環境基準を満たしていました。二つ目の・(ポツ)の生物環境については、底生生物について、前回調査と比較し、種類数、個体数ともに概ね同様でした。また、海藻について前回調査と比較し、大きな変化はなく、海域環境としては悪化していないと判断されました。なお、3/3ページの「資料1」に、今回の調査で確認された海藻類・魚類等に関する写真を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

それでは、1/3ページにお戻りください。続きまして、「3」ですが、以上の調査結果について、専門的見地から助言を得ることを目的に、令和5年8月28日に令和5年度第2回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行った結果、次の「ア」「イ」が確認されました。「ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。」「イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。」以上の2点です。

続きまして、「4 今後の予定」ですが、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、事業者は年間4回のモニタリング調査を令和5年度末まで継続して実施します。また、継続するモニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請を行ってまいります。

最後に、「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、当該文化財の保存に係る情報の共有を図ることを目的に設置した県市等連絡会議について、令和5年7月19日に第8回会議を開催し、第8回モニタリング調査結果等の情報共有を行いました。また、今後も引き続きモニタリング調査の実施時期にあわせ、原則年間4回開催する予定です。

報告は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

令和5年度までということ、今年度いっぱいということですね。これまでの2年間で9回目までは調査が終わり、今後支障になる変化は見られないということで推移している。あと3回、今年度中に調査を行い、異常が認められなければ、もともと許可を得ずして、浚渫と消波堤の増築が行われたということなので、本来なら原状回復を求めるべきところですが、これで影響がないということであれば、追認という形になるということですか。

文化遺産課長

現状変更許可の効力自体は令和3年9月時点で発生しています。ただし、許可条件として、今、モニタリングを求めているので、全12回の調査が終わり問題がなければ、許可条件が全て履行されたことになると考えています。

下城委員

他はいかがでしょうか。

笠原委員 正式な許可を得ずして造作をしてしまったということについて、ある一定の期間という部分について、神奈川県の場合は令和3年から令和5年ですが、より長期にわたる例はあるのですか。これが一般的なものなのか、状況によって違うと思いますが、自然環境は3年間変わらなければ変わらないというものでなく、それこそ気候の変動が、今、とても大きい中では、海洋の状況は刻々と変化していることを考えると、年4回行い、令和3年から令和5年まで問題がなかったから、今後も変わっていかないだろうと想定せざるを得ないものなのですか。

文化遺産課長 今回のモニタリング調査は、先ほど下城委員からお話がありましてとおり、無許可現状変更行為の影響を見ていくためのモニタリング調査です。有識者の先生方等の意見をお伺いした中で、モニタリング調査の期間はここから3年間と設定しました。それにより、無許可現状変更行為の影響を少し長期的に見ていこうということです。

その他の事例について、案件が発生したときに他県の事例等も調べたのですが、他県の同様の事例でこのような対応をしたという類似のものは見つからず、他はこうだったということをお答えすることができません。

笠原委員 自然環境の破壊が加速度的に進んでいる中で、3年間、このようなモニタリングを行ったから、その部分はいいですよということになってしまうことによるマイナス面が起こることがないようにしたいなど。そもそものところで、やはり環境を守ることが、どのように我々の生活に影響を及ぼすかも含めて、適切な対応がとられていくようお願いしたいと思います。

文化遺産課長 承知しました。今後とも市町村教育委員会等と連携を密にして、無許可現状変更行為がないように努めていきたいと思います。

下城委員 私が教育委員になった最初の頃、この調査が始まった、この話が出てきたと思います。印象としてもってのほかだと、直ちに原状回復を求めるべきだと思いましたが、このような形で影響がないということが確認できればということで、「今回は」という。このようなことがあるから、「3年間（モニタリングを）すればよいのだから」といって、次が続くようであっては困るので、きちんと許可を取り、我々がいいですよ、という中でやってもらわないと、我々がそのような指定をしている意味がないことになりますので、そこは、今後、厳正に行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

佐藤委員 先ほど笠原委員の質問で他に事例があるのかということで、2年前にお伺いしたときに、文化庁でしたか、同様の例があるとおっしゃったように思うのですが。

文化遺産課長 今、手元に事例がありません。

佐藤委員 今回、原状復旧を求めず追認という形をとった一番大きな理由は何ですか。

文化遺産課長 「天神島、笠島及び周辺水域」の管理責任者である横須賀市教育委員会や海洋環境の専門家から、当時、ご意見をお伺いした中では、原状回復のために復旧工事をする事で、さらに環境への影響が大きくなる事が懸念されるということで、やむを得ないが、現状変更が適当ではないという見解をいただき、その方向に則り、その中でどのように環境への影響をみていくかという中で、モニタリング調査ということで期間設定をしました。

下城委員 私の記憶で言うと、一つは浚渫です。これは取り返しがつかない。もう一つは、もともとあった消波堤を新たに少し延長した、つぎ足した。もともとあったものに対してつぎ足したのだから、そこまで大きな影響は出ないのかもしれないということでした。海流が大きく変わったりすると、泥がたまったりして、大きく現状が変わってしまうので、そこをモニタリングしようと。底質の泥がたまっていないことが確認できれば、消波堤をつぎ足したことの悪影響もそうはないのではないかと。ただ、ここはもともと名勝なので、つまり、景色のいいところを指定しているので、新しく消波堤をつぎ足した部分が、景色に対して、若干、食い込んできている。指定区域に若干食い込んできている。そこなのです。それをどうするかということで協議になったと思います。

吉田委員 皆で視察に行ったので、私も記憶に残していますが、このことは地元にも公表されていきましたよね。そうであれば、地元の高校の生物部や、そういったものと一緒に探そうという発想はないのでしょうか。こういった形で、この回数で終わるのではなくて、引き続き5年、10年ぐらい先まで行うというような発想があってもよいのかなと、ふと思いました。ネガティブなことを利用し、ポジティブにできないかという、そういったことがあったら、高校生として、こういうことをやったらこれだけ調べなくてはいけないのだということも勉強だと思し、水質調査やいろいろな生物の調査は楽しそうな話に、ふと思ったので、そのようなことも提案してあげられるような教育委員会であってもよいのかと思いました。

下城委員 災い転じて福となす。お隣が教育施設でしたね。
他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、以上とさせていただきます。閉会について教育長にお願いします。

教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

令和5年9月5日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子